

○輪島市移住定住支援金交付要綱

平成31年3月29日告示第31号

改正

令和3年3月31日告示第81号

輪島市移住定住支援金交付要綱

輪島市移住定住促進奨励金交付要綱(平成26年輪島市告示第62号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、移住者に速やかな支援を行い、定住を促進するとともに、少子高齢化や若者の人口流出を抑制し地域の活性化を図るため、予算の範囲内において輪島市移住定住支援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民登録 住民基本台帳に記録されること(外国人住民にあっては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。)をいう。

(2) 地元企業等 次に掲げる事業所又は就業形態であって、市内又は隣接自治体(珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町をいう。以下同じ。)が勤務地であるものをいう。

ア 市内又は隣接自治体に本社がある法人又は個人の事業所

イ 家業(市内において自ら事業を営み、又は家業を継承するために従事し、若しくは実際に事業主から雇用者並みの賃金若しくは給料を受けて家内労働する場合をいう。)

ウ 師事(市内において伝統工芸品に関する技術等の習得を目的として、職人等のもとで研修又は修行する場合をいう。)

エ 市外(隣接自治体を除く。)に本社がある法人の事業所であって、かつ、市内又は隣接自治体に3年以上設置されているもの

オ テレワーク(インターネットなどの情報通信技術を活用して事業所以外の勤務地

で就業する場合をいう。)

- (3) 定住 永住する意思を持って住民登録をし、生活の本拠地が市内にあることをいう。
- (4) U I ターン者 市内に転入前連続して2年以上市外へ住民登録を行っていた者が、市内に定住を目的として住民登録を行った日において60歳未満であるものをいう。
- (5) 市税等 市税、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市に対する納付金をいう。

(支援金の種類)

第3条 支援金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 移住支援金
- (2) 定住支援金

(交付対象者)

第4条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 移住支援金 U I ターン者であって、住民登録を行った日から1年を経過する日までに地元企業等に就業(1週間当たりの労働時間が20時間以上であるものに限る。)したもの
- (2) 定住支援金 U I ターン者であって、住民登録を行った日から5年を経過する日の属する市の会計年度末日までに、市内において自己の居住の用に供するために住宅を新築し、又は購入したもの

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を交付しないものとする。

- (1) 出産、転勤その他の事由により、一時的に住民登録をする場合
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の適用を受ける場合(移住支援金に限る。)
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている場合
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人福祉施設その他これに類する福祉施設への入所を目的として住民登録をする場合
- (5) 市税等を滞納している場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号

に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者に該当する場合

(7) 次のいずれかに該当する工事及び当該工事の施工に伴う業務を受注するために市内又は隣接自治体に設置された事業所に就業する場合

ア 被災家屋の公費解体制度による工事

イ 公共施設等の復旧工事

(8) 前各号のほか、市長が交付対象者として適当でないと認める場合

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 移住支援金 10万円

(2) 定住支援金 50万円(住宅が共有の場合は、50万円に交付対象者の持分を乗じて得た額とし、その額に1,000円の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)

2 前項の支援金は、一人につき各号1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、第4条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった日から起算して1年を経過する日の属する市の会計年度末までに、輪島市移住定住支援金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び調査により、支援金の交付の可否及びその額を決定し、輪島市移住定住支援金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 支援金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、支援金の交付の請求をしようとするときは、輪島市移住定住支援金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(学生等の取扱い)

第9条 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校及び専修学校の生徒又は学生並びに石川県立輪島漆芸技術研修所の研修生については、卒業又は修了した年の4月1日を市内に住民登録を行った日とみなして、この告示の規定を適用する。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天変地異その他支援金の交付の決定後に生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年以内に市外で住民登録を行ったとき。
- (4) 定住支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年以内に、取得した住宅を廃止し、貸借し、又は処分したとき。

2 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の輪島市移住定住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に住民登録した交付対象者について適用し、同日前に住民登録した改正前の輪島市移住定住促進奨励金交付要綱第4条に規定する交付対象者については、なお従前の例による。